|  |  |
| --- | --- |
| 宛名番号 |  |

取手市長宛て

都度、両面印刷に設定してください（この文字は印刷されないよ）

令和　　年　　月　　日

令和　　年度　市民税・県民税申告書付表

（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）

|  |  |
| --- | --- |
| 現住所１月１日現在の住所〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | フリガナ |
| 氏名 |

１　確定申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

|  |  |
| --- | --- |
| 確定申告した上場株式等の所得 | 住民税の源泉徴収税額※ |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

　　対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315％（復興特別所得税分含む）

と住民税5％の合計20.315％の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。

２　住民税での申告について（申告する番号の□に✔してください。）

□①上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。

□②上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 住民税で申告する上場株式等の所得 | 住民税の源泉徴収税額※ |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

　　②の使用例：確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する場合

※「住民税の源泉徴収税額」＝配当割額、株式等譲渡所得割額

●この付表の提出期限は、当該年度の納税通知書が送達される日までとなります。

●提出の際は次の書類を添付してください。

①市民税・県民税申告書

②確定申告書の控えの写し（一式）

③上場株式等の配当等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方のみ）

　　（例）上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など

④上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）

　　（例）特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など

留意事項

（１）所得税及び住民税が源泉徴収される特定口座（以下、「源泉徴収口座」という。）における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等

①源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（１回の譲渡ごと、１回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。

②源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等とその源泉徴収口座に受け入れた配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合は、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。

③源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告しないこととする変更はできません。

また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告することとする変更もできません。

（２）所得税及び住民税が源泉徴収されない特定口座（以下、「簡易申告口座」という。）又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等

①簡易申告口座又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等は、申告不要制度を選択することはできません。

②源泉徴収口座以外において生じた上場株式等の配当所得等で所得税及び住民税が源泉徴収されている配当等は、１回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。

（３）大口株主等に支払われる上場株式等の配当所得等及び未公開株式等の配当所得等

所得税が20.42％で源泉徴収されている大口株主等に支払われる上場株式等の配当等や未公開株式等の配当等は、必ず総合課税で市民税・県民税の申告をしなければなりません（申告不要制度や分離課税での申告を選択することはできません）。ただし、確定申告において申告している場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。